（復興庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「は、なおその効力を有するものとし、当該復興推進計画」及び「計画の変更の認定（東日本大震災復興特別区域法第十七条第二項に規定する応急仮設建築物活用事業の期間の定めに係るものに限る。）」を削る。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十七条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち、住民基本台帳法別表第二の五の二十七の項の改正規定中「別表第二の五の二十七の項」を「別表第二の五の二十八の項」に改め、同法別表第二中六の三の項を六の四の項とし、六の二の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三中」の下に「六の四の項を六の五の項とし」を加え、同法別表第五中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に一号を加える改正規定中「別表第五中」の下に「第七号の四を第七号の五とし」を加える。

（全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正）

第十八条　全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条のうち住民基本台帳法別表第二の五の十一の項の改正規定中「別表第二の五の十一の項」を「別表第二の五の十二の項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　岸　信夫

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年五月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十五号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」を、「作成」の下に「、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに」を加え、「、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を」を「等について」に改め、「より」の下に「、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第四条を削る。

第五条第一項中「第三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針に関する事項

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項

四　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針に関する事項

五　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（災害対策基本法第二条第九号の防災業務計画、同条第十号の地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）の基本となるべき事項

六　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画（第六条第一項又は第二項に規定する者が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、同条及び第七条第一項において「対策計画」という。）の基本となるべき事項

七　前各号に掲げるもののほか、推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

3　前項第三号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4　中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、次に掲げる事項について、適切に配慮するものとする。

一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の形態並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるようにすること。

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する調査研究の成果その他の地震防災に関する最新の科学的知見及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用を通じて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策をより効果的に行うことができるようにすること。

第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第二条第三号に規定する指定行政機関」を「第二条第三号の指定行政機関（以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。）」に、「同条第四号に規定する」を「同条第四号の」に改め、「指定地方行政機関」の下に「（第四号及び第八条において単に「指定地方行政機関」という。）」を加え、「同条第五号に規定する指定公共機関」を「同法第二条第五号の指定公共機関（以下この項及び第八条において単に「指定公共機関」という。）」に、「同条第六号に規定する」を「同法第二条第六号の」に改め、「指定地方公共機関」の下に「（第四号及び第八条において単に「指定地方公共機関」という。）」を加え、「同条第九号に規定する」を「、同法第二条第九号の」に改め、同項第一号中「避難地、避難路」を「避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の」に改め、同項第二号中「及び円滑な避難の確保」を「、円滑な避難の確保及び迅速な救助」に改め、「、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの」を削り、同項に次の三号を加える。

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項